

最終処分場委託事業に係る市町村負担金の推移と退職積立基金積立計画について

最終処分場委託事業に係る市町村負担金

単位：千円

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
当初計画	377,932	455,933	455,933	455,933	455,933	455,933	455,933	455,933	455,933	455,933
補正後の計画	474,720	609,894	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770
差引額	96,788	153,961	△110,163	△110,163	△110,163	△110,163	△110,163	△110,163	△110,163	△110,163

※ 令和 6 年度以降減額となる市町村負担金の合計額：881,304 千円（110,163 千円×8 年）

※ 令和 5 年度の差引額（153,961 千円）は、同年度から償還金が始まることから次のとおりとなる。

・令和 5 年度貸付分(264,124 千円) - [(令和 5 年度償還金 (102,104 千円) + 令和 5 年度利子差額分(8,059 千円)] = 153,961 千円

退職積立基金積立計画（令和 3 年度第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画）

単位：千円

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
当初計画	245,000	245,000	210,000	200,000	200,000	200,000	51,000	51,000	51,000	50,000
補正後の計画	0	0	210,000+α	200,000+α	200,000+α	200,000+α	51,000+α	51,000	51,000	50,000
差引額	△245,000	△245,000	α	α	α	α	α	0	0	0

△490,000 千円

 ↑ 令和 6 年度から令和 10 年度の間に 490,000 千円を積み立てる。

※ 表中「α」の額については、改めて構成市町村と協議を行うこととする。

令和 4 年度及び令和 5 年度の退職積立基金積立計画額の合計（4 億 9,000 万円）は、令和 6 年度以降、最終処分場委託事業に係る市町村負担金が減額（8 億 8,130 万 4 千円）となることから、令和 6 年度から令和 10 年度の間積み立てることとする。

なお、各年度の積立金額は、令和 4 年度鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画を策定する際に構成市町村と協議を行うこととする。